

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

日本においては、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、1999(平成11)年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。その前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21世紀の日本の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。また、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じ、地域の特性に応じた施策の策定と実施を地方自治体に義務付けています。さらに、2015(平成27)年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などに努めてきました。

本市では、1996(平成8)年に「生駒市女性行動計画 女と男YOU&Iプラン」、2005(平成17)年に「生駒市男女共同参画行動計画 女と男YOU&Iプラン(第2次)」、そして、2015(平成27)年に「生駒市男女共同参画行動計画(第3次)YOU&Iプラン」(以下「前計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。

このような取組により、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、依然として、政治の場や社会通念、慣習、しきたりなどで性別に基づく固定的な役割分担意識が残っています。

また、重大な人権侵害である配偶者や交際相手からの暴力、働く場面において女性の力が十分に発揮されていない状況、そして多様で複合的な困難を抱える女性の存在など取り組むべき課題は今なお多くあります。

そうした中、前計画が2025(令和7)年3月に計画期間満了となることから、今後も引き続き、男女共同参画社会の形成の更なる推進を図るため、2034(令和16)年度を目標年次とする「生駒市男女共同参画行動計画(第4次)」を策定するものです。

1-2 計画策定の背景

① 世界の主な動き

国連は、1945(昭和20)年に基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女同権についての信念を再確認する「国連憲章」を採択し、1948(昭和23)年には、すべての人間の尊厳と平等をうたった「世界人権宣言」が採択されました。このような動きの中で、男女共同参画は国際的な取組となっていき、国連は1975(昭和50)年に女性の地位向上を目指して「国際女性年」を設けました。同年の国際女性年世界会議では、国際女性年の目標達成のために、その後10年にわたる国内・国際両面における行動への指針を与える「世界行動計画」が採択されました。また、1979(昭和54)年には、国連総会において「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」が採択されました。

「国際女性年」から10年が経過した1985(昭和60)年には、「国連女性10年」ナイロビ世界会議が開催され、10年間の成果の検討と評価を行い、西暦2000年に向けてのガイドラインとなる「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。さらに10年後の1995(平成7)年には、「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されています。近年では、2015(平成27)年、国連において持続可能な開発目標(SDGs)*が全会一致で採択され、「ジェンダー*平等の実現」が目標の1つに設定されています。

【*用語解説】 SDGs(99 ページ参照)、ジェンダー(99 ページ参照)

② 日本の動き

日本では、1985(昭和60)年に女性差別撤廃条約を批准し、女性の地位向上、男女の平等を実現するために取組が進められてきました。1986(昭和61)年には、雇用の分野における包括的な差別禁止を定める「男女雇用機会均等法」が、法改正により制定されました。このような国際的な流れや国内の法整備等を踏まえ、1996(平成8)年に「男女共同参画2000年プラン」が策定され、翌年には「男女共同参画審議会」を設置した後、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

女性の心身を保護し、人権を守るための法制度を整える必要性から2000(平成12)年には、「ストーカー*行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」、2001(平成13)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV*防止法)」が公布・施行されました。時を同じくして児童についても、「児童虐待の防止等に関する法律」が、2000(平成12)年に公布・施行されています。

仕事と家庭の両立を支援するという観点からも2005(平成17)年には、育児や介護を担う労働者をより一層支援するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」が改正されました。さらに、2015(平成27)年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目標とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定・施行されました。

仕事と家庭分野以外での取組も進んでいます。政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていること等を背景に、2018(平成30)年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

近年の動きとして、2020(令和2)年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、SDGs*の達成に向けたジェンダー*平等の実現や、人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変化への対応のほか、新型コロナウイルス感染症が女性にもたらしている孤立や孤独といった社会的な影響に対して、現行制度よりもきめ細かな支援を行う必要があるとされました。これを受け、2022(令和4)年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、女性が抱えるさまざまな困難に対する支援が行われています。

さらに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指し、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)」が2023(令和5)年に公布・施行されました。



解説コラム

○ジェンダー・ギャップ指数*

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム*」が公表している指数で、政治、経済、教育、健康の4分野の要素で男女格差を数値化しています。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等とし、1に近いほど順位が高いとされています。

第2次世界大戦以降、男女共同参画の重要性が増していく世界の動きの中で、日本の「ジェンダー・ギャップ指数」は146か国中125位(2023(令和5)年)と、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。2024(令和6)年には、118位とわずかに順位が上がりましたが、政治分野と経済分野で順位が低く、依然として日本の取組は諸外国と比べて遅れており、男女格差の解消が求められていることが示されました。

【*用語解説】 ストーカー(100 ページ参照)、DV(101 ページ参照)、SDGs(99 ページ参照)、ジェンダー(99 ページ参照)、ジェンダー・ギャップ指数(100 ページ参照)、世界経済フォーラム(100 ページ参照)

③ 奈良県の動き

奈良県では、「男女共同参画社会基本法」等に基づく「都道府県基本計画」を推進することなどで、男女共同参画の取組を進めてきました。2001(平成13)年には、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民、事業者の責務等を定めた「奈良県男女共同参画推進条例」が施行され、2002(平成14)年には、この条例を具現化するため「なら男女共同参画プラン21(なら女性プラン21改訂版)」が策定されました。

「男女共同参画社会基本法」に基づく「都道府県基本計画」は定期的に策定されており、2006(平成18)年には男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会をめざし、「なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画(第2次))」が策定されました。2016(平成28)年には、奈良県の女性が輝き活躍するために、男女ともにライフステージの各段階で、多様な選択肢の中から自らの道を選択できる社会の実現を目指し、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)」が策定されました。直近の「都道府県基本計画」としては、2021(令和3)年、奈良で働き暮らす男女が自らの力を最大限発揮して、一人ひとりの幸せを実現し、発展する奈良県を目指し、「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画(第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画)」が策定されています。

また、国による各種の立法を踏まえた計画も策定されています。2007(平成19)年には、「DV*防止法」が改正されたことを踏まえ、2009(平成21)年に「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第2次)が策定されました。同計画は定期的に見直し等が行われており、2013(平成25)年には「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第3次)が策定、2018(平成30)年には、誰もが安全・安心に暮らせるDVのない地域社会をめざし、「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」が策定されています。

このような取組に加えて、経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭(ひとり親家庭等)への支援も進めており、2022(令和4)年には、「奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画」が策定されました。そして、2024(令和6)年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立を踏まえ、「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されています。

④ 生駒市の動き

本市では、国の男女共同参画基本計画を踏まえつつ、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村基本計画」を推進することなどで、男女共同参画の取組を進めてきました。21世紀に入ってから動きとしては、2005(平成17)年には、「生駒市男女共同参画行動計画 女と男YOU&Iプラン(第2次)」を策定しました。これは、これまでの行動計画である「生駒市女性行動計画 女と男YOU&Iプラン」(1996(平成8)年策定)に基づく取組の成果や課題を踏まえ、また「男女共同参画社会基本法」の制定をはじめとする社会経済情勢の変化に対応するため、21世紀の男女共同参画社会の実現に向けた新たな指針となることを目指したものでした。2008(平成20)年2月には、「生駒市男女共同参画都市宣言」を行うとともに、同年4月に「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、市、市民、事業者及び教育関係者の責務などを明らかにした「生駒市男女共同参画推進条例」を制定しました。2015(平成27)年には、「生駒市男女共同参画行動計画(第3次)YOU&Iプラン」を策定し、2024(令和6)年度の目標年次に向けて、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行ってきました。

そして、2019(平成31)年には、「第6次生駒市総合計画」が策定され、まちづくりの目標を「人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち」とし、市民一人ひとりの人権と個性、生き方を互いに尊重するまちづくりを進めています。同年、内閣府によりSDGs*未来都市に選定されたことを受け、

【*用語解説】 DV(101 ページ参照)、SDGs(99 ページ参照)、

「生駒市SDGs*未来都市計画」を策定し、住宅都市における持続可能モデルの創出を目指しています。

2022(令和4)年には、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現のために、「パートナーシップ宣誓制度」を開始し、社会的理解を促進しています。

2023(令和5)年には、「生駒市男女共同参画行動計画(第4次)」策定のための基礎資料として、市民や事業所、市職員に向けたアンケートを実施するとともに、新たに中学生を対象としたアンケートを実施して、調査結果を活用しています。

1-3 計画の基本理念

この計画は、「生駒市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる7項目を基本理念とします。

- ① 何人も、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、及び個人としての能力を発揮する機会が適正に確保されること。
- ② 男女が、互いの性及び身体的特徴に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。
- ③ 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、家族の多様性を理解し、家事、育児、介護その他の家庭生活において家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、地域活動その他の社会活動に対等に参画できること。
- ④ 何人も、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習、慣行又は社会制度にとらわれることなく、自己の意思及び責任において活動できること。
- ⑤ 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥ すべての市民が、国籍にかかわらず、等しく自らの意思により活躍する機会が確保されること。
- ⑦ 国際的な理解及び協調の下に、男女共同参画が推進されること。

【*用語解説】SDGs(99 ページ参照)、

1-4 計画の位置づけ

本計画は、「生駒市男女共同参画推進条例」第10条に基づく基本的な計画(行動計画)であり、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定めたものです。本計画は、以下の4つの法律を根拠とする市町村計画とします。

- ① 「男女共同参画社会基本法」:第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV*防止法)」:第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」:第6条第2項に規定する「市町村推進計画」
- ④ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」:第8条第3項に規定する「市町村基本計画」

また、「第6次生駒市総合計画」に基づいた部門別計画で、他の関連する計画と整合性を図っていきます。

1-5 計画期間

計画期間は、2025(令和7)年度から2034(令和16)年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を考慮し、5年後を目途に計画の見直しを行います。

1-6 SDGsとの関係

SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)*とは、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な社会を構築するために、2015(平成27)年9月に国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。本市では、生駒市総合計画などの各種計画に基づく施策にSDGsの視点を総合的に取り込んでいるほか、「SDGs未来都市」に選定され取組を進めています。

本計画においても、目標5「ジェンダー*平等を実現しよう」など関連性が深いことから関連する目標に配慮して策定します。



SDGs17のゴール

【*用語解説】 DV(101 ページ参照)、SDGs(99 ページ参照)、ジェンダー(99 ページ参照)